

決裁・供覧

件名	参議院議員浜田聡君提出暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱 いに関する再質問に対する答弁書について			文書番号 課 個 2-9			
	参議院議員浜田聡君提出暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱いに関する再質問に対する答弁書について、別案のとおり閣議請議してよろしいか、伺います。 (注) 本件決裁後、本省において決裁予定。						
起案	起案日	令和04年04月22日		受付日			
	部署	国税庁 課税部 個人課税課 審理第一係		決裁	決裁処理期限日		
				決裁日	令和04年04月26日		
	起案者	増尾 裕之		施行	施行処理期限日		
					施行日	令和04年04月26日	
	連絡先	[REDACTED]		行	施行先	内閣総理大臣	
					施行者	財務大臣	
	分類名称	大分類	共通 (法令・通達)		格付け	機密性格付け	2
		中分類	閣議関係書類			取扱制限	
		名称 (小分類)	【令和4年】国会答弁書 (質問主意書) 決裁文書 (各係共通)			行政文書保存期間	30年
取扱区分	秘密区分			保存	保存期間満了時期	令和34年12月31日	
	秘密期間終了日						
	指定事由						
決裁・供覧欄	国税庁 大鹿 行宏 (長官) 【済】 国税庁 長官官房 人事課 本並 尚紀 (課長補佐【庁】) 【済】 国税庁 課税部 個人課税課 審理第一係 増尾 裕之 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】 国税庁 重藤 哲郎 (次長) 【済】 国税庁 長官官房 人事課 秘書係 福井 健広 (係長【庁】) 【済】 国税庁 課税部 個人課税課 審理第一係 増尾 裕之 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】 別紙1参照						
	備考欄						

別紙1

決
裁
・
供
覧
欄
(
別
紙
)

国税庁 長官官房 総務課
細田 修一 (課長【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 総務課
寺崎 瑞枝 (審査室長) 【済】

国税庁 長官官房 総務課 総務第一係
西田 将司 (係長【庁】) 【後閲】 【済】

国税庁 長官官房 総務課
小森 一馬 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 総務課 審査企画係
加藤 守朗 (係長【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 総務課 審査企画係
柳生 修吾 (事務官【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 総務課 審査企画係
浅野 翔太 (事務官【庁】) 【済】

国税庁 課税部
星屋 和彦 (部長【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 総務係
横町 美穂 (係長(国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 個人課税課 審理第一係
増尾 裕之 (係長(国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課
上良 睦彦 (課長【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課
門脇 瞬有 (国際課税企画官) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課
松井 めぐみ (企画調整官) 【後閲】 【済】

国税庁 課税部 課税総括課
佐藤 黎 (課長補佐【庁】) 【後閲】 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 国際調査係
松井 紘子 (係長(国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 資産課税課
西野 享太郎 (課長【庁】) 【済】

国税庁 課税部 資産課税課
尾張 佳也 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 資産課税課
佐藤 誠一郎 (課長補佐【庁】) 【後閲】 【済】

国税庁 課税部 資産課税課 審理第三係
天野 加菜 (係長(国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 資産課税課 審理第二係
板東 一也 (係長(国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官
加藤 千博 (資産評価企画官)

国税庁 課税部 資産評価企画官
宇野沢 貴司 (資産評価企画官補佐)

別紙1

国税庁 課税部 資産評価企画官
松田 貴司 (企画専門官【庁】)

国税庁 課税部 資産評価企画官 審理係
諸熊 聡 (係長 (国税実査官)【庁】)

国税庁 課税部 資産評価企画官
中村 彰宏 (係長【庁】)

国税庁 課税部 個人課税課
山崎 博之 (課長【庁】) 【済】

国税庁 課税部 個人課税課
田代 浩 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 個人課税課
今井 慶一郎 (課長補佐【庁】) 【後閲】

国税庁 課税部 個人課税課 審理第一係
増尾 裕之 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 個人課税課 審理第一係
吉田 睦 (国税実査官【庁】) 【同報】

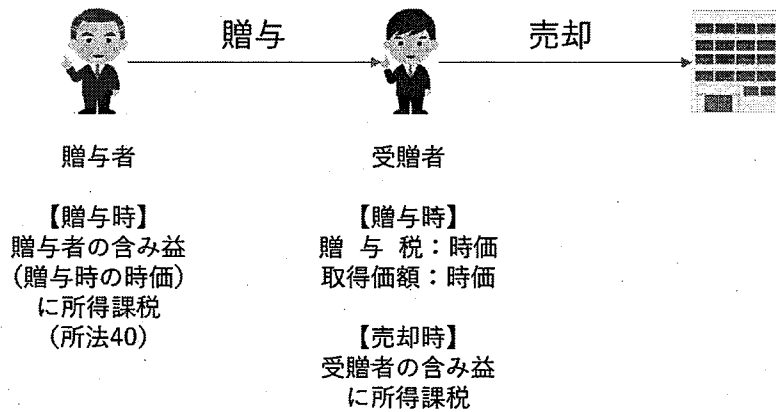
決裁・供覧欄
(別紙)

参議院議員浜田聡君提出暗号資産モナコインの 譲渡等に係る税務上の取扱いに関する再質問に 対する答弁書（資料）

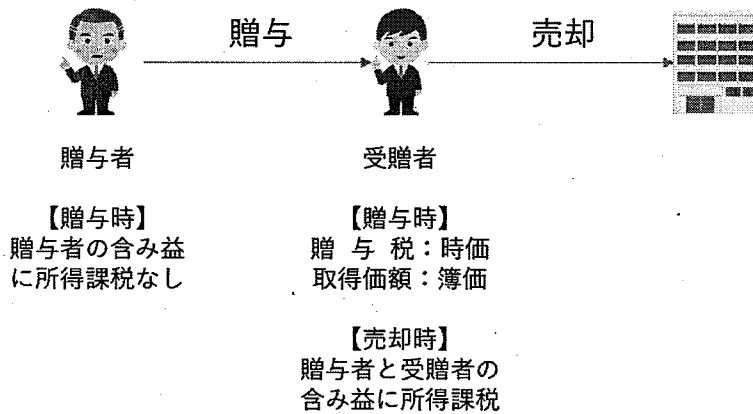
- 暗号資産・外国通貨を贈与した場合の課税関係 1
- 関係法令 2
- 参議院議員浜田聡君提出暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱
いに関する質問に対する答弁書（令和4年4月15日閣議決定） 15
- 財産債務調書制度（FAQ） 23
- 暗号資産に関する税務上の取扱いについて（情報） 32
- 譲渡所得の課税の趣旨 44
- 平成31年3月14日（木） 参・財政金融委員会議事録（抄） 45
- 平成31年3月20日（水） 参・財政金融委員会議事録（抄） 47

【暗号資産・外国通貨を贈与した場合の課税関係】

【暗号資産】



【外国通貨】



【関係法令】

○ 所得税法（抄）【昭和40年法律第33号】

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十五の五 省略

十六 棚卸資産 事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券、第四十八条の二第一項（暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する暗号資産及び山林を除く。）で棚卸しをすべきものとして政令で定めるものをいう。

十七～四十八 省略

2 省略

（譲渡所得）

第三十三条 譲渡所得とは、資産の譲渡（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）による所得をいう。

2 次に掲げる所得は、譲渡所得に含まれないものとする。

一 たな卸資産（これに準ずる資産として政令で定めるものを含む。）の譲渡その他営利を目的として継続的に行なわれる資産の譲渡による所得

二 前号に該当するもののほか、山林の伐採又は譲渡による所得

3～5 省略

（たな卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入）

第四十条 次の各号に掲げる事由により居住者の有するたな卸資産（事業所得の基因となる山林その他たな卸資産に準ずる資産として政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）の移転があつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その者のその事由が生じた日の属する年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 贈与（相続人に対する贈与で被相続人である贈与者の死亡により効力を生ずるものを除く。）又は遺贈（包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。）

当該贈与又は遺贈の時ににおけるそのたな卸資産の価額

二 著しく低い価額の対価による譲渡 当該対価の額と当該譲渡の時ににおけるそのたな卸資産の価額との差額のうち実質的に贈与をしたと認められる金額

2 居住者が前項各号に掲げる贈与若しくは遺贈又は譲渡により取得したたな卸資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

一 前項第一号に掲げる贈与又は遺贈により取得したたな卸資産については、同

号に掲げる金額をもつて取得したものとみなす。

- 二 前項第二号に掲げる譲渡により取得したたな卸資産については、当該譲渡の対価の額と同号に掲げる金額との合計額をもつて取得したものとみなす。

(暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法)

第四十八条の二 居住者の暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項（定義）に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）につき第三十七条第一項（必要経費）の規定によりその者の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年十二月三十一日において有する暗号資産の価額は、その者が暗号資産について選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかつた場合又は選定した評価の方法により評価しなかつた場合には、評価の方法のうち政令で定める方法により評価した金額）とする。

- 2 前項の選定をすることができる評価の方法の種類、その選定の手続その他暗号資産の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(贈与等の場合の譲渡所得等の特例)

第五十九条 次に掲げる事由により居住者の有する山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。

- 一 贈与（法人に対するものに限る。）又は相続（限定承認に係るものに限る。）若しくは遺贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）
- 二 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡（法人に対するものに限る。）

2 省略

(贈与等により取得した資産の取得費等)

第六十条 居住者が次に掲げる事由により取得した前条第一項に規定する資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなす。

- 一 贈与、相続（限定承認に係るものを除く。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）
- 二 前条第二項の規定に該当する譲渡

2・3 省略

- 4 居住者が前条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が当該資産をその取得の時における価額に相当

する金額により取得したものとみなす。

○ 所得税法施行令（抄）【昭和40年政令第96号】

（棚卸資産の範囲）

第三条 法第二条第一項第十六号（棚卸資産の意義）に規定する政令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

- 一 商品又は製品（副産物及び作業くずを含む。）
- 二 半製品
- 三 仕掛品（半成工事を含む。）
- 四 主要原材料
- 五 補助原材料
- 六 消耗品で貯蔵中のもの
- 七 前各号に掲げる資産に準ずるもの

（譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産）

第八十一条 法第三十三条第二項第一号（譲渡所得に含まれない所得）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる資産とする。

- 一 不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係る第三条各号（たな卸資産の範囲）に掲げる資産に準ずる資産
- 二・三 省略

（自家消費の場合のたな卸資産に準ずる資産の範囲）

第八十六条 法第三十九条（たな卸資産等の自家消費の場合の総収入金額算入）に規定する政令で定めるものは、第八十一条各号（譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産）に掲げる資産（山林を除く。）とする。

（贈与等の場合の棚卸資産に準ずる資産の範囲）

第八十七条 法第四十条第一項（棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入）に規定する政令で定めるものは、前条に規定する資産、有価証券で事業所得の基因となるもの及び法第四十八条の二第一項（暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する暗号資産とする。

（棚卸資産の評価の方法）

第九十九条 法第四十七条第一項（棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法）の規定によるその年十二月三十一日（同項の居住者が年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。以下この款において同じ。）において有する棚卸資産の評価額の計算上選定をすることができる同項に規定する政令で定める評価の方法は、次に掲げる方法（その年分の所得税について青色

申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けていない場合には、第一号に掲げる方法)とする。

一 原価法（その年十二月三十一日において有する棚卸資産（以下この項において「期末棚卸資産」という。）につき次に掲げる方法のうちいずれかの方法によつてその取得価額を算出し、その算出した取得価額をもつて当該期末棚卸資産の評価額とする方法をいう。）

イ 個別法（期末棚卸資産の全部について、その個々の取得価額をその取得価額とする方法をいう。）

ロ 先入先出法（期末棚卸資産をその種類、品質及び型（以下この項において「種類等」という。）の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当該期末棚卸資産をその年十二月三十一日から最も近い日において取得した種類等を同じくする棚卸資産から順次成るものとみなし、そのみなされた棚卸資産の取得価額をその取得価額とする方法をいう。）

ハ 総平均法（棚卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、その年一月一日において有していた種類等を同じくする棚卸資産の取得価額の総額とその年中に取得した種類等を同じくする棚卸資産の取得価額の総額との合計額をこれらの棚卸資産の総数量で除して計算した価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）

ニ 移動平均法（棚卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当初の一単位当たりの取得価額が、再び種類等を同じくする棚卸資産を取得した場合にはその取得の時に於いて有する当該棚卸資産とその取得した棚卸資産との数量及び取得価額を基礎として算出した平均単価によつて改定されたものとみなし、以後種類等を同じくする棚卸資産を取得する都度同様の方法により一単位当たりの取得価額が改定されたものとみなし、その年十二月三十一日から最も近い日において改定されたものとみなされた一単位当たりの取得価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）

ホ 最終仕入原価法（期末棚卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、その年十二月三十一日から最も近い日において取得したものの一単位当たりの取得価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）

ヘ 売価還元法（期末棚卸資産をその種類等又は通常の差益の率（棚卸資産の通常の販売価額のうち当該通常の販売価額から当該棚卸資産を取得するために通常要する価額を控除した金額の占める割合をいう。以下この項において同じ。）の異なるごとに区別し、その種類等又は通常の差益の率の同じものについて、その年十二月三十一日における種類等又は通常の差益の率を同

じくする棚卸資産の通常の販売価額の総額に原価の率（当該通常の販売価額の総額とその年中に販売した当該棚卸資産の対価の総額との合計額のうちその年一月一日における当該棚卸資産の取得価額の総額とその年中に取得した当該棚卸資産の取得価額の総額との合計額の占める割合をいう。）を乗じて計算した金額をその取得価額とする方法をいう。）

- 二 低価法（期末棚卸資産をその種類等（前号へに掲げる売価還元法により算出した取得価額による原価法により計算した価額を基礎とするものにあつては、種類等又は通常の差益の率。以下この号において同じ。）の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、前号に掲げる方法のうちいずれかの方法により算出した取得価額による原価法により評価した価額とその年十二月三十一日における価額とのうちいずれか低い価額をもつてその評価額とする方法をいう。）

2. 省略

（棚卸資産の取得価額）

第百三条 第九十九条第一項（棚卸資産の評価の方法）又は第九十九条の二第一項（棚卸資産の特別な評価の方法）の規定による棚卸資産の評価額の計算の基礎となる棚卸資産の取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一 購入した棚卸資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第四号の二（定義）に規定する附帯税を除く。）その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額

二 自己の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為（以下この条において「製造等」という。）に係る棚卸資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該資産の製造等のために要した原材料費、労務費及び経費の額

ロ 当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額

三 前二号に規定する方法以外の方法により取得した棚卸資産 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時ににおける当該資産の取得のために通常要する価額

ロ 当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額

2 次の各号に掲げる棚卸資産の前項に規定する取得価額は、当該各号に掲げる金額とする。

一 贈与、相続又は遺贈により取得した棚卸資産（法第四十条第一項第一号（棚

卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入)に掲げる贈与又は遺贈により取得したものを除く。) 被相続人の死亡の時ににおいて、当該被相続人が当該資産につきよるべきものとされていた評価の方法により評価した金額

二 法第四十条第一項第二号に掲げる譲渡により取得した棚卸資産 当該譲渡の対価の額と同号に掲げる金額との合計額に当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額を加算した金額

3 法第四十一条第二項(農産物の収穫の場合の総収入金額算入)の規定により取得したものとみなされる同項に規定する農産物の第一項に規定する取得価額は、同条第二項に規定する収穫価額に当該農産物を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額を加算した金額とする。

(有価証券の取得価額)

第九九条 第一百五条第一項(有価証券の評価の方法)の規定による有価証券の評価額の計算の基礎となる有価証券の取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 金銭の払込みにより取得した有価証券(第三号に該当するものを除く。)

その払込みをした金銭の額(新株予約権(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項(定義)に規定する新投資口予約権を含む。以下この号及び第四号において同じ。)の行使により取得した有価証券にあつては当該新株予約権の取得価額を含むものとし、その金銭の払込みによる取得のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)

二 第八十四条第一項(譲渡制限付株式の価額等)に規定する特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式 その特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の同項に規定する譲渡についての制限が解除された日(同日前に同項の個人が死亡した場合において、当該個人の死亡の時に同条第二項第二号に規定する事由に該当しないことが確定している当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式については、当該個人の死亡の日)における価額

三 発行法人から与えられた第八十四条第三項の規定に該当する場合における同項各号に掲げる権利の行使により取得した有価証券 その有価証券のその権利の行使の日(同項第三号に掲げる権利の行使により取得した有価証券にあつては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日(払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日))における価額

四 発行法人に対し新たな払込み又は給付を要しないで取得した当該発行法人の株式(出資及び投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。次条第一項において同じ。))を含む。以下この目において同じ。)又は新株予約権のうち、当該発行法人の株主等として与えられる

場合（当該発行法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。）の当該株式又は新株予約権 零

五 購入した有価証券（第三号に該当するものを除く。） その購入の代価（購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

六 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券 その取得の時ににおけるその有価証券の取得のために通常要する価額

2 次の各号に掲げる有価証券の前項に規定する取得価額は、当該各号に定める金額とする。

一 贈与、相続又は遺贈により取得した有価証券（法第四十条第一項第一号（棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入）に掲げる贈与又は遺贈により取得したものを除く。） 被相続人の死亡の時において、当該被相続人がその有価証券につきよるべきものとされていた評価の方法により評価した金額

二 法第四十条第一項第二号に掲げる譲渡により取得した有価証券 当該譲渡の対価の額と同号に定める金額との合計額

（暗号資産の評価の方法）

第百十九条の二 法第四十八条の二第一項（暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）の規定によるその年十二月三十一日（同項の居住者が年の中途において死亡し、又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。第二号において同じ。）において有する同項に規定する暗号資産（以下この項において「期末暗号資産」という。）の評価額の計算上選定をすることができる評価の方法は、期末暗号資産につき次に掲げる方法のうちいずれかの方法によつてその取得価額を算出し、その算出した取得価額をもつて当該期末暗号資産の評価額とする方法とする。

一 総平均法（暗号資産（法第四十八条の二第一項に規定する暗号資産をいう。以下この款において同じ。）をその種類の異なるごとに区別し、その種類の同じものについて、その年一月一日において有していた種類を同じくする暗号資産の取得価額の総額とその年中に取得をした種類を同じくする暗号資産の取得価額の総額との合計額をこれらの暗号資産の総数量で除して計算した価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）

二 移動平均法（暗号資産をその種類の異なるごとに区別し、その種類の同じものについて、当初の一単位当たりの取得価額が、再び種類を同じくする暗号資産の取得をした場合にはその取得の時に有する当該暗号資産とその取得をした暗号資産との数量及び取得価額を基礎として算出した平均単価によつて改定されたものとみなし、以後種類を同じくする暗号資産の取得をする都度同

様の方法により一単位当たりの取得価額が改定されたものとみなし、その年十二月三十一日から最も近い日において改定されたものとみなされた一単位当たりの取得価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）

2 省略

(暗号資産の評価の方法の選定)

第百十九条の三 暗号資産の評価の方法は、その種類ごとに選定しなければならない。

2・3 省略

(暗号資産の評価の方法の変更手続)

第百十九条の四 居住者は、暗号資産につき選定した評価の方法（その評価の方法を届け出なかつた者がよるべきこととされている次条第一項に規定する評価の方法を含む。）を変更しようとする場合には、納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

2 省略

(暗号資産の法定評価方法)

第百十九条の五 法第四十八条の二第一項（暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する政令で定める方法は、第百十九条の二第一項第一号（暗号資産の評価の方法）に掲げる総平均法により算出した取得価額による評価の方法とする。

2 省略

(暗号資産の取得価額)

第百十九条の六 第百十九条の二第一項（暗号資産の評価の方法）の規定による暗号資産の評価額の計算の基礎となる暗号資産の取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる暗号資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 購入した暗号資産 その購入の代価（購入手数料その他その暗号資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
- 二 前号に掲げる暗号資産以外の暗号資産 その取得の時ににおけるその暗号資産の取得のために通常要する価額

2 次の各号に掲げる暗号資産の前項に規定する取得価額は、当該各号に定める金額とする。

- 一 贈与、相続又は遺贈により取得した暗号資産（法第四十条第一項第一号（棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入）に掲げる贈与又は遺贈により取得したものを除く。）被相続人の死亡の時に、当該被相続人がその暗号資産につきよるべきものとされていた評価の方法により評価した金額
- 二 法第四十条第一項第二号に掲げる譲渡により取得した暗号資産 当該譲渡の対価の額と同号に定める金額との合計額

○ 所得税基本通達（抄）【昭和45年7月1日付直審（所）30】

（譲渡所得の基因となる資産の範囲）

- 33-1 譲渡所得の基因となる資産とは、法第33条第2項各号に規定する資産及び金銭債権以外の一切の資産をいい、当該資産には、借家権又は行政官庁の許可、認可、割当て等により発生した事実上の権利も含まれる。

○ 資金決済に関する法律（抄）【平成21年法律第59号】

（定義）

第二条

1～4 省略

5 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く。

一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

6～19 省略

○ 相続税法（抄）【昭和25年法律第73号】

（評価の原則）

第二十二條 この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

○ 財産評価基本通達（抄）【昭和39年4月25日付直資56、直審（資）17】

（邦貨換算）

4-3 外貨建てによる財産及び国外にある財産の邦貨換算は、原則として、納税義務者の取引金融機関（外貨預金等、取引金融機関が特定されている場合は、その取引金融機関）が公表する課税時期における最終の為替相場（邦貨換算を行なう場合の外国為替の売買相場のうち、いわゆる対顧客直物電信買相場又はこれに準ずる相場をいう。また、課税時期に当該相場がない場合には、課税時期前の当該相場のうち、課税時期に最も近い日の当該相場とする。）による。

なお、先物外国為替契約（課税時期において選択権を行使していない選択権付為替予約を除く。）を締結していることによりその財産についての為替相場が確定している場合には、当該先物外国為替契約により確定している為替相場による。

（注） 外貨建てによる債務を邦貨換算する場合には、この項の「対顧客直物電信買相場」を「対顧客直物電信売相場」と読み替えて適用することに留意する。

（評価方法の定めのない財産の評価）

5 この通達に評価方法の定めのない財産の価額は、この通達に定める評価方法に準じて評価する。

参議院議員浜田聡君提出暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱いに関する
質問に対する答弁書（説明要旨）

一及び二について

（質問要旨）

- 一 暗号資産モナコイン（以下「モナコイン」という。）は、金融庁が公表する「暗号資産交換業者登録一覧」において、暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産とされている。モナコインは、所得税法第四十八条の二第一項に規定する暗号資産に該当すると解してよいか。
- 二 モナコインのみで寄付を受け付けている者がいた場合に、その者に対して寄付をするために購入したモナコインは、所得税法第四十八条の二第一項に規定する暗号資産に該当すると解してよいか。

（答弁要旨）

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第四十八条の二第一項に規定する暗号資産については、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産とされている。

いずれにせよ、御指摘の「モナコイン」については、御指摘の「その者に対して寄付をするために購入したモナコイン」を含め、同法に規定する暗号資産に該当するものとして所得税法第四十八条の二第一項に規定する暗号資産として取り扱っている。

三について

（質問要旨）

たな卸資産とは、事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で、一般に販売（家事消費を含む。）の目的で保有されるものが含まれると解してよいか。

（答弁要旨）

所得税法上の棚卸資産は、同法第二条第一項第十六号において、「事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券、第四十八条の二第一項（暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する暗号資産及び山林を除く。）で棚卸しをすべきもの」と規定されており、一般に販売目的で保有される資産と解されている。

四について

（質問要旨）

所得税法第四十条は、「たな卸資産に準ずる資産」を課税要件とし、所得税法施行令第八十七条は「たな卸資産に準ずる資産」の一つとして、所得税法第四十八条の二第一項に規定する暗号資産を定めている。

一方、憲法第三十条は、国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うことを定め、同第八十四条は、新たに租税を課し又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要としており、課税要件及び租税の賦課徴収の手續は、法律で明確に定めることが必要である。そして、このような租税法主義の原則に照らすと、租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではないというべきであり、所得税法第四十条にいう「たな卸資産に準ずる資産」とは、

たな卸資産と同様又は類似の性質、内容、要件等を有している資産をいい、モノコインのみで寄付を受け付けている者がいた場合に、その者に対して寄付をするために購入したモノコインについて、当該資産は、たな卸資産と同様又は類似の性質、内容、要件等を有していないため、所得税法施行令の規定にかかわらず、「たな卸資産に準ずる資産」に該当しないと解してよいか。

(答弁要旨)

所得税法上、同法第四十条に規定する棚卸資産の譲渡による所得は、事業所得又は雑所得に区分され、暗号資産の譲渡による所得も、事業所得又は雑所得に区分されることから、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第八十七条は、暗号資産について、「贈与等の場合の棚卸資産に準ずる資産」と位置付けているところ、御指摘の「モノコイン」については、暗号資産に該当し、御指摘の「たな卸資産に準ずる資産」に該当することとなる。

五について

(質問要旨)

所得税法施行令第八十七条に規定する資産は、所得税法第五十九条にいう「譲渡所得の基因となる資産」に該当しないと解してよいか。

(答弁要旨)

御指摘の「所得税法施行令第八十七条に規定する資産」については、所得税法第五十九条に規定する譲渡所得の基因となる資産に該当しない。

六及び七について

(質問要旨)

六 相続により取得したたな卸資産を譲渡した場合において、所得が生じたときは、各種所得の計算上、相続により取得したたな卸資産の取得価額は、相続が生じた時における時価(具体的には財産評価基本通達において評価した金額、すなわち、被相続人が当該資産につきよるべきものとされていた評価の方法により評価した金額)と解してよいか。

七 相続により取得した外国通貨を譲渡した場合において、邦貨又は外貨との相対的な関係により所得が認識されたときは、各種所得の計算上、相続により取得した外国通貨の取得価額は、相続が生じた時における時価(具体的には財産評価基本通達において評価した金額、すなわち、為替相場により邦貨に換算した金額)と解してよいか。

(答弁要旨)

お尋ねの相続により取得した棚卸資産の取得価額については、所得税法施行令第百三条第二項第一号の規定に基づき、被相続人の死亡の時において、当該被相続人が当該棚卸資産につきよるべきものとされていた評価の方法により評価することとなる。

また、お尋ねの相続により取得した外国通貨の取得価額については、同令第百十九条の六第二項第一号の規定を踏まえ、被相続人の死亡の時において、当該被相続人が当該外国通貨につきよるべきものとされていた評価の方法により評価することとなる。

八について

(質問要旨)

相続税法第二十二條では、相続により取得した暗号資産の価額は、相続が生じた時における時価によるとされているが、国税庁が公表する「暗号資産に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」三十八頁「相続や贈与により取得した暗号資産の評価方法」の趣旨に徴すると、その時価とは、外国通貨に準じて、財産評価基本通達において評価した金額、すなわち、市場の相場により邦貨に換算した金額であると解してよいか。

(答弁要旨)

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）上、相続により取得した暗号資産の価額は時価であるところ、その時価は、外国通貨の評価方法に準じて、当該相続により取得した暗号資産に係る暗号資産交換業者の公表する相続が生じた時の取引価格によって評価することとなる。

九について

(質問要旨)

所得税法第四十八條の二第二項は、「暗号資産の評価に関し必要な事項は、政令で定める」とし、所得税法施行令百十九條の六第二項第一号は、相続により取得した暗号資産を譲渡した場合において、邦貨又は外貨との相対的な関係により所得が認識されたときは、各種所得の計算上、相続により取得した暗号資産の取得価額は、相続が生じた時における時価（具体的には財産評価基本通達において評価した金額、すなわち、市場の相場により邦貨に換算した金額）ではなく、被相続人がその暗号資産につきよるべきものとされていた評価の方法により評価した金額と定めている。

一方、租税法律主義の原則に照らすと、課税要件等の定めを一般的又は包括的に政令に委任することは許されず、課税要件等に係る基本的事項については法律において定めることを要し、政令に委任することが許されるのはその技術的細目的事項に限られると解するのが相当である。

そこで、所得税法施行令百十九條の六第二項第一号について検討すると、相続により取得した暗号資産の取得価額は、各種所得の計算上、欠かすことのできない課税要件であり、政令に委任することが許されるのはその技術的細目的事項に限られる。

そして、所得税法第五十九條の適用を受けない資産につき、相続により取得した当該資産を譲渡した場合において、所得が生じたときは、各種所得の計算上、相続が生じた時において新たに相続人が当該資産を取得したものと取り扱われており（資産の譲渡に関する計算の特例を定めた所得税法第六十條の反対解釈）、したがって、相続により取得した当該資産の取得価額は、相続が生じた時における時価となる。

暗号資産は、所得税法第五十九條の適用を受けない資産であるので、相続により取得した暗号資産を譲渡した場合において、邦貨又は外貨との相対的な関係により所得が認識されたときは、各種所得の計算上、相続により取得した暗号資産の取得価額は、相続が生じた時における時価（具体的には財産評価基本通達において評価した金額、すなわち、市場の相場により邦貨に換算した金額）となるが、かような所得税法における取扱いに反する所得税法施行令百十九條の六第二項第一号は、所得税法の趣旨に適合するものではなく、法律による委任の根拠を欠き、憲法に違

反すると解してよいか。

(答弁要旨)

相続により取得した暗号資産の取得価額は、所得税法第四十八条の二第二項の委任を受けて相続により取得した暗号資産の取得価額を規定した所得税法施行令第百十九条の六第二項第一号の規定に基づき、被相続人の死亡の時に於いて、当該被相続人がその暗号資産につきよるべきものとされていた評価の方法により評価することとなる。

そのため、「所得税法における取扱いに反する」及び「所得税法の趣旨に適合するものではなく、法律による委任の根拠を欠き、憲法に違反する」との御指摘は当たらない。

十及び十五について

(質問要旨)

十 譲渡所得とは資産の譲渡による所得であり、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して課税する趣旨のものである。この点、ビットコインなどの暗号資産は、資金決済法上、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値と規定されており、消費税法上も支払手段に類するものとして位置付けられていることから、暗号資産の譲渡益は資産の値上がりによる増加益とは性質を異にするものと考えられる。

ところで、代物弁済として、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値には、例えば、金地金や宝石などがあるが、金地金や宝石の譲渡益は資産の値上がりによる増加益と解してよいか。

十五 代価の弁済のために不特定の者に対して使用すること以外に用途（使用価値）を有する財産的価値（例えば金地金や宝石）については、固有の用途（使用価値）を有しており、それ自体の価値の増加益を観念することが可能なため、その譲渡益は資産の値上がりによる増加益と解してよいか。

(答弁要旨)

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「金地金や宝石」については、一般的には資産の価値の増加益が生じるものであると考えられる。このため、その資産の譲渡益は資産の値上がりによる増加益になるものと考えられる。

十一について

(質問要旨)

支払手段の中には、収集品としての支払手段や金地金と兌換可能な支払手段があるが、このような支払手段の譲渡益は資産の値上がりによる増加益と解してよいか。

(答弁要旨)

御指摘の「収集品としての支払手段や金地金と兌換可能な支払手段」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、その資産につき、資産の価値の増加益が生じるものであれば、その資産の譲渡益は資産の値上がりによる増加益になるものと考えられる。

十二について

(質問要旨)

支払以外に用途（使用価値）のない支払手段（例えば不換紙幣や旅行小切手）について、その譲渡益は資産の値上がりによる増加益とは性質を異にすると解してよいか。

（答弁要旨）

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「不換紙幣や旅行小切手」については、一般的には資産の価値の増加益が生じないものであると考えられる。このため、その資産の譲渡益は資産の値上がりによる増加益とは性質を異にするものと考えられる。

十三について

（質問要旨）

支払以外に用途（使用価値）を有する支払手段（例えばコレクション用の古銭や記念硬貨）について、その譲渡益は資産の値上がりによる増加益と解してよいか。

（答弁要旨）

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「コレクション用の古銭や記念硬貨」については、資産の価値の増加益が生じるものであれば、その資産の譲渡益は資産の値上がりによる増加益になるものと考えられる。

十四について

（質問要旨）

代価の弁済のために不特定の者に対して使用すること以外に用途（使用価値）のない財産的価値（例えば不換紙幣や金銭債権）については、それ自体が価値の尺度とされており、固有の用途（使用価値）を有しておらず、それ自体の価値の増加益を観念することが困難であるため、その譲渡益は資産の値上がりによる増加益とは性質を異にすると解してよいか。

（答弁要旨）

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「不換紙幣や金銭債権」については、一般的には資産の価値の増加益が生じないものであると考えられる。このため、その資産の譲渡益は資産の値上がりによる増加益とは性質を異にするものと考えられる。

十六について

（質問要旨）

代物弁済として、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値には、例えば、特定の役務の提供に係る請求権を表象する証書（例えば指定席特急券や美術館入場券）があるが、その譲渡益は資産の値上がりによる増加益と解してよいか。

（答弁要旨）

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「指定席特急券や美術館入場券」については、資産の価値の増加益が生じるものであれば、その資産の譲渡益は資産の値上がりによる増加益になるものと考えられる。

十七について

(質問要旨)

指定席特急券の所有者は、自己の指定席特急券と引換えに特急に乗車することができる。そして、引き換えられた指定席特急券は、乗車サービスの対価として、鉄道事業者が取得する。

鉄道事業者が提供するこの乗車サービスは、事業として対価を得て行われる役務の提供にあたるので、消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等に該当すると解してよいか。

(答弁要旨)

お尋ねの鉄道事業者が提供する乗車サービスについては、当該鉄道事業者が販売した指定席特急券と引換えに特急に乗車させるという役務の提供であれば、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等に該当する。

十八について

(質問要旨)

国税庁が公表する「暗号資産に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」十頁「マイニング、ステーキング、レンディングなどにより暗号資産を取得した場合」によると、マイニングにより暗号資産を取得した場合、その取得に伴い生ずる利益は所得税又は法人税の課税対象となる。なお、マイニングの意味するところが必ずしも明らかではない場合、マイニングに係る利益が所得税又は法人税の課税対象となるかどうか（所得の認識、益金不算入、非課税所得、所得区分等に係る課税要件該当性）を判断することは困難であるため、政府におかれては、マイニングの意味するところについて、これを明瞭に理解しているものと承知している。

ところで、モナコインの保有者は、自己の保有するモナコインと引換えに、NFT技術等の基盤となるブロックチェーンと呼ばれる改ざん不可能なデータベースに、モナコインの保有者が指定するデータ（例えば論文、数値など）を記録することができる。そして、引き換えられたモナコインは、マイニングによって、記録サービスの対価として、マイナーと呼ばれる記録事業者が取得する。

記録事業者が提供するこの記録サービスは、事業として対価を得て行われる役務の提供にあたるので、消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等に該当すると解してよいか。

(答弁要旨)

お尋ねの記録事業者が提供する記録サービスについては、他者が保有する暗号資産であるモナコインを対価として、あるデータベースに当該他者が指定する論文や数値などのデータを記録するという役務の提供であれば、消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等に該当する。

十九及び二十について

(質問要旨)

十九 モナコインは、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値であるが、モナコインの保有者は、自己の保有するモナコインと引換えに、NFT技術等の基盤となるブロックチェーンと呼ばれる改ざん不可能なデータベースに、モナコインの保有者が指定するデータ（例えば論文、数値など）を記録することができ、かつ、モナコインを保有するのとなければ何人も当該デ

一データベースに記録することはできないこととなっている。

このため、モナコインは、ブロックチェーンへの記録請求権を表象する証書と経済実態において同じであるので、モナコインは固有の用途（使用価値）を有している。

モナコインは、代価の弁済のために不特定の者に対して使用すること以外に用途（使用価値）を有する財産的価値であり、モナコイン自体の価値の増加益を觀念することが可能なため、強制通用力を有しないことも考慮に入れると、その譲渡益は資産の値上がりによる増加益であると考えられる。

モナコインは、所得税法第三十三条第一項にいう「資産」に該当する と解してよいか。

二十 モナコインのように、支払手段としての性質を有しているものの、価値の増加益が觀念可能な固有の用途（使用価値）を有している、性質のあいまいな資産については、法律の用語の自然な解釈に従い、所得税法第三十三条第一項にいう「資産」に該当するものと解してよいか。

（答弁要旨）

御指摘の「モナコイン」を含む暗号資産については、所得税法第三十三条第一項に規定する「資産」には該当しないものとして取り扱っているところ、いずれにせよ、支払手段としての性質や資産の価値の増加益が生じる性質を複合的に有する資産については、同項に規定する「資産」に該当するか否かについて、個別具体的な資産の性質により判断されるものと考えている。

二十一について

（質問要旨）

個人向けのバイナリーオプション取引と暗号資産デリバティブ取引は、ともに賭博罪の構成要件に該当する。一方、これらの取引は、丁半博打等の手慰みと異なり、流動性のある市場を創造し、市場における競争均衡を生じさせるという働きがあり、厚生経済学の基本定理が示すように、競争均衡はある種の最適な資源配分を実現することから、リスクシェアリング等の経済的有用性が認められ、正当な業務による行為として違法性が阻却されることとなっている。

しかるに、現状では、個人向けのバイナリーオプション取引による所得については分離課税の対象となり、個人向けの暗号資産デリバティブ取引による所得については総合課税の対象となっている。個人向けの暗号資産デリバティブ取引については、税制が金融市場にゆがみを与える可能性が考えられるほか、他の所得の状況を踏まえ、全体の税負担の軽減を目的とし、意図的に金融取引のタイミングを調整する行為が可能となっている。このように、現状の税制は、租税の公平性中立性等の観点から問題があると考えるが、政府の見解を問う。

（答弁要旨）

一定の先物取引による所得については、先物取引が、価格変動リスクの回避、公正かつ透明な価格指標の提供等の重要な役割を担っていることを踏まえ、幅広い投資家の先物市場への参加を促すことが重要であるとの観点等から、分離課税が採用されている。

他方、暗号資産デリバティブ取引については、金融庁の「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書（平成三十年十二月二十一日）において、「原資産である仮想通貨の有用性についての評価が定まっておらず、また、現時点では専ら投機を助長し

ている、との指摘もある中で、その積極的な社会的意義を見出し難い」等の見解が示されているところであり、こうした評価も含め総合的に検討した結果、分離課税の対象とはしないこととしたものである。

○ 財産債務調書制度（FAQ）

**財産債務調書制度
（FAQ）**

令和3年12月

国 税 庁

用語の意義

このFAQにおいて使用している省略用語の意義は、次のとおりです。

国外送金等調書法	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成9年法律第110号）をいいます。
国外送金等調書令	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成9年政令第363号）をいいます。
国外送金等調書規則	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成9年大蔵省令第96号）をいいます。
通達	平成25年3月29日付課総8-1ほか3課共同「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）をいいます。
所基通	昭和45年7月1日付直審（所）30「所得税基本通達」をいいます。
評基通	昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」をいいます。

目 次

I 通則

【制度の概要等】

- Q 1 財産債務調書制度の概要について教えてください。…………… 1
- Q 2 財産債務調書を提出しなければならない場合について、具体的に教えてください。…………… 4
- Q 3 12月31日において保有する財産の価額の合計額が3億円以上であるかどうか又は国外転出特例対象財産の価額の合計額が1億円以上であるかどうかを判定するに当たって、含み損があるデリバティブ取引に係る権利の価額も含める必要がありますか。…………… 5

II 財産債務調書の記載事項等

【基本的な考え方】

- Q 4 財産債務調書には、氏名、住所（又は居所等）及びマイナンバー（個人番号）のほか、財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等を記載することとされていますが、記載事項を具体的に教えてください。…………… 6
- Q 5 財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等は、その財産債務の用途別（一般用及び事業用の別）に記載することとされています。保有する財産債務の用途が「一般用」であるのか、「事業用」であるのかについては、どのように判定すればよいのですか。…………… 10
- Q 6 財産債務の用途が「一般用」及び「事業用」の兼用である場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。…………… 10
- Q 7 避暑用のリゾートマンション（土地付建物）を保有しています。売買契約書を確認しても「土地」と「建物」の価額に区分することができません。このような財産の場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。…………… 10
- Q 8 証券会社に特定口座を開設しています。この口座内で保有する上場株式等については、財産債務調書にどのように記載すればよいのですか。…………… 11
- Q 9 証券会社に非課税口座を開設しています。この口座内で保有する上場株式等については、財産債務調書にどのように記載すればよいのですか。…………… 11
- Q 10 国内外の暗号資産取引所に暗号資産を保有しています。暗号資産は財産債務調書への記載の対象になりますか。…………… 12

【事業用の財産の価額及び債務の金額の記載】

- Q 11 個人で事業を営んでいます。12月31日現在の事業上の売掛金が多数あります。これらの売掛金についても所在別に記載する必要がありますか。…………… 12

Q12 不動産賃貸業を営んでいます。12月31日現在の未払金や預り保証金が多
数あります。これらの債務についても所在別に記載する必要がありますか。・ 13

【財産の所在の記載事項】

Q13 財産債務調書に記載する「財産」の所在は、どのように判定するのですか。…… 13

Q14 財産の所在について、基本的には相続税法第10条第1項及び第2項の規定
により判定するとのことですが、相続税法以外の規定により所在を判定する
財産もあるのですか。…… 16

Q15 有価証券等の所在は、具体的にどのように記載するのですか。…… 16

【土地の記載事項】

Q16 借地権を保有していますが、財産債務調書にはこの借地権をどのように記
載すればよいのですか。…… 17

【委託証拠金の記載事項】

Q17 先物取引を行うに当たり、保有するA社の株式（上場株式）を委託証拠金
として証券会社に預託しました。この預託した株式について、財産債務調書
にはどのように記載すればよいのですか。…… 17

【債務に係る所在】

Q18 「債務」に係る所在については、財産債務調書にどのように記載するの
ですか。…… 18

【国外財産調書との関係】

Q19 「国外財産調書」を提出する場合でも、所得金額が2,000万円を
超え、かつ、保有する財産の価額の合計額が3億円以上又は国外
転出特例対象財産の価額の合計額が1億円以上である場合は、財
産債務調書を提出する必要があるのですか。…… 18

III 財産の価額等

【基本的な考え方】

Q20 財産債務調書に記載する財産の価額は、その年の12月31日における時価に
よらなければならないのですか。…… 21

Q21 財産の「時価」とは、どのような価額をいうのですか。…… 21

Q22 財産の「見積価額」とは、どのような価額をいうのですか。…… 21

Q23 財産債務調書に記載する財産の価額は、財産評価基本通達で定める方法に
より評価した価額でもよいのですか。…… 22

【財産の見積価額】

Q24 財産の「見積価額」の合理的な算定方法について、財産の種類ごとに具体
的に教えてください。…… 22

【有価証券の価額等】

- Q25 金融商品取引所等に上場等していない法人の株式を保有しています。その法人の決算期は毎年12月末ですが、各期の決算が確定する時期が翌年の3月末です。この場合、この株式の見積価額をどのように算定すればよいのですか。…………… 26
- Q26 ストックオプションに関する権利を保有していますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。…………… 26
- Q27 財産債務調書には、有価証券等の取得価額を記載する必要があるとのことですが、どのように取得価額を算定すればよいのですか。…………… 26

【匿名組合契約の出資の持分の価額】

- Q28 匿名組合に出資をしています。その匿名組合の計算期間は毎年12月末日に終了しますが、計算書は翌年の3月末に送付されています。この場合、その出資の持分の見積価額をどのように算定すればよいのですか。…………… 27

【家庭用動産の価額】

- Q29 自宅に多数の家庭用動産を保有しています。この家庭用動産について、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。…………… 28
- Q30 自宅に多数の指輪やネックレスなどを所有しています（事業用ではありません）。この場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。…………… 28

【保険に関する権利の価額】

- Q31 生命保険に加入していますが、この生命保険の価額はどのように算定すればよいのですか。なお、加入している生命保険契約は満期返戻金のあるものです。… 29

【定期金に関する権利の価額】

- Q32 生命保険契約に基づく定期金（年金）を受け取っていますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。…………… 29

【民法に規定する組合契約等その他これらに類する契約に基づく出資の価額】

- Q33 不動産投資を目的とした民法上の組合に対して出資していますが、財産債務調書には出資額を記載すればよいのですか。…………… 30

【信託に関する権利の価額】

- Q34 保有している国債を金融機関に信託して運用しています。このような財産の価額は、どのような方法で算定すればよいのですか。…………… 30

【預託金等の価額】

- Q35 リゾート施設を利用するための会員権を保有しています。会員権を取得する際に、リゾート施設経営会社に預託金を支払っていますが、この預託金も財産債務調書への記載の対象になりますか。…………… 31

【無体財産権の価額】

- Q36 特許権（無体財産権）を保有していますが、その価額はどのような方法で算定すればよいのですか。…………… 31

【暗号資産の価額】

Q37 暗号資産の価額は、どのように記載すればよいですか。…………… 32

【共有財産の価額】

Q38 外国に別荘を保有していますが、その別荘は配偶者との共有財産として取得しており、持分が明らかではありません。このような財産の価額はどのような方法で算定すればよいのですか。…………… 33

【相続により取得した財産の価額】

Q39 財産債務調書の提出義務の判断に当たって、財産の相続があった場合におけるその価額の算定方法について教えてください。…………… 33

Q40 昨年親が亡くなったため、親の財産を相続する予定です。昨年12月31日において自分自身が保有している財産の価額の合計額が8,000万円あり、総所得金額は2,000万円を超えています。相続する財産の価額については、確定していませんが、3億円以上あると思われます。この場合、財産債務調書の提出義務はありますか。…………… 34

【借入金で取得した財産の価額】

Q41 財産を金融機関からの借入金で取得している場合、その財産の価額の算定に当たり、借入金元本を差し引いてよいのですか。…………… 34

【外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法】

Q42 財産債務調書に記載する財産の価額は邦貨（円）によることとされていますが、外貨で表示されている財産の価額はどのような方法で邦貨に換算すればよいのですか。…………… 35

IV 債務の金額

【基本的な考え方】

Q43 債務の「金額」とは、どのような金額をいうのですか。…………… 36

【連帯債務等の金額】

Q44 金融機関からの借入金について連帯して債務を負っている場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。…………… 36

【外貨で表示されている債務の邦貨換算の方法】

Q45 財産債務調書に記載する債務の金額は邦貨（円）によることとされていますが、外貨で表示されている債務の金額はどのような方法で邦貨に換算すればよいのですか。…………… 36

V 過少申告加算税等の特例

【特例の概要】

Q46 財産債務調書の提出等をしている場合の過少申告加算税等の特例措置について教えてください。…………… 37

【加重措置の適用要件】

Q47 所得税等の申告漏れが生じた場合の過少申告加算税等の加重措置の適用要件について教えてください。…………… 38

【加重措置における「財産債務に係る所得税等の申告漏れ」とは】

Q48 過少申告加算税等の加重措置における、「財産債務に係る所得税等の申告漏れ」とは、具体的にどのようなことをいうのですか。…………… 39

【財産債務調書の提出ができないこと又は記載ができないことについて「相続財産債務を有する者の責めに帰すべき事由のない場合」とは】

Q49 所得税の税務調査の際に、財産債務調書に記載すべき相続した財産に係る申告漏れを指摘されました。この場合の過少申告加算税等の加重措置の適用がない「相続財産債務を有する者の責めに帰すべき事由のない場合」とは具体的にどういった場合が該当するのか教えてください。…………… 39

Q50 所得税の税務調査の際に、一昨年相続した相続財産について申告漏れを指摘されました。昨年の12月31日において保有している財産は、その存在を把握していた相続財産A（価額4億円）及びその存在を知り得ることが困難であると認められる相続財産B（価額4億円）のみです。昨年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が3,000万円である場合で、昨年分の財産債務調書を提出していなかったときに、相続財産Bに係る所得の申告漏れに対する過少申告加算税等の加重措置の適用について教えてください。…………… 40

【年の途中で財産債務を有しなくなった場合】

Q51 令和3年中に国内で保有していたB社株式の全てを譲渡し、これに伴い生じた所得の申告漏れがあった場合、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき財産債務調書は、どの年分の財産債務調書になりますか。…………… 40

【提出期限後に提出された財産債務調書の取扱い】

Q52 提出期限内に財産債務調書を提出することができなかった場合、過少申告加算税等に係る軽減措置の適用を受けることはできないのですか。…………… 41

VI その他

【提出した財産債務調書に誤りがあった場合】

Q53 提出した財産債務調書の記載内容に誤りのあった場合の訂正方法について教えてください。…………… 42

どを基に、合理的な方法により算定した価額」

なお、「見積価額」の具体的な算定方法については、Q24 以降をご確認ください。

Q23 財産債務調書に記載する財産の価額は、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額でもよいのですか。

(答)

- 財産評価基本通達では、相続税及び贈与税の課税価格の計算の基礎となる各財産の評価方法に共通する原則や各種の財産の評価単位ごとの評価の方法を定めています。

財産債務調書に記載する財産の価額についても、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額として差し支えありません。

【財産の見積価額】

Q24 財産の「見積価額」の合理的な算定方法について、財産の種類ごとに具体的に教えてください。

(答)

- 財産債務調書に記載すべき財産（事業所得の基因となる棚卸資産及び不動産所得、事業所得、雑所得又は山林所得に係る減価償却資産を除きます。）の「見積価額」については、その年の12月31日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定する必要があります。

- 合理的な方法により算定された財産の「見積価額」とは、例えば、次のような方法により算定された価額をいいます（通達6の2-9）。

財産の種類	見積価額の算定方法
土地	<ul style="list-style-type: none">○ 次のいずれかの方法により算定した価額<ul style="list-style-type: none">(1) その年の12月31日が属する年中に課された固定資産税の計算の基となる固定資産税評価額（地方税法第381条（固定資産課税台帳の登録事項）の規定により登録された基準年度の価格又は比準価格をいいます。 なお、その財産に対して、外国又は外国の地方公共団体の定める法令により固定資産税に相当する租税が課される場合には、その年の12月31日が属する年中に課された当該租税の計算の基となる課税標準額とします。）(2) 取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な

財産の種類	見積価額の算定方法
	方法によって見積もって算出した価額 (3) その年の翌年 1 月 1 日から財産債務調書の提出期限までに その財産を譲渡した場合における譲渡価額
建物	○ 次のいずれかの方法により算定した価額 (1) その年の 12 月 31 日が属する年中に課された固定資産税の 計算の基となる固定資産税評価額（地方税法第 381 条（固定資 産課税台帳の登録）

○ 暗号資産に関する税務上の取扱いについて（情報）

課税総括課情報 個人課税課情報 法人課税課情報 資産課税課情報 資産評価企画官情報 消費税室情報	第12号 第6号 第9号 第23号 第4号 第3号	令和3年12月22日	庁課税課課 税総括課課 個人課税課 法人課税課 資産課税課 資産評価企画 消費税室
---	--	------------	---

暗号資産に関する税務上の取扱いについて（情報）

令和3年6月30日付「暗号資産に関する税務上の取扱いについて（情報）」を別添のとおり改訂したので、執務の参考とされたい。

(別添)

暗号資産に関する税務上の取扱いについて（FAQ）

令和3年12月

国税庁

このFAQは、暗号資産に関する税務上の取扱いについて、税目ごとに寄せられた一般的な質問等を取りまとめたものです。

※ この情報は、令和3年12月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

なお、このFAQにおいて「暗号資産」とは、資金決済に関する法律第2条に規定されるものをいいます。

目次

《所得税・法人税共通関係》

1 暗号資産を売却した場合	4
2 暗号資産で商品を購入した場合	5
3 暗号資産同士の交換を行った場合	6
4 暗号資産の取得価額	7
5 暗号資産の分裂（分岐）により暗号資産を取得した場合	9
6 マイニング、ステーキング、レンディングなどにより暗号資産を取得した場合	10

《所得税関係》

7 暗号資産取引による所得の総収入金額の収入すべき時期	11
8 暗号資産取引の所得区分	12
9 暗号資産の必要経費	13
10 暗号資産の譲渡原価	14
11 暗号資産の評価方法の届出	17
12 暗号資産の評価方法の変更手続	19
13 暗号資産の取得価額や売却価額が分からない場合	21
14 年間取引報告書を活用した暗号資産の所得金額の計算	22
15 年間取引報告書の記載内容	24
16 暗号資産を低額（無償）譲渡等した場合の取扱い	26
17 暗号資産取引で損失が生じた場合の取扱い	28
18 暗号資産の証拠金取引	29
19 暗号資産の信用取引	30

《法人税関係》

20 暗号資産の譲渡損益の計上時期	31
21 暗号資産の譲渡原価	32
22 暗号資産の期末時価評価	33
23 暗号資産信用取引を行った場合	34

24	暗号資産信用取引の譲渡損益の計上時期	35
25	暗号資産信用取引に係るみなし決済損益額	36
《相続税・贈与税関係》		
26	暗号資産を相続や贈与により取得した場合	37
27	相続や贈与により取得した暗号資産の評価方法	38
《源泉所得税関係》		
28	暗号資産による給与等の支払	39
《消費税関係》		
29	暗号資産を譲渡した場合の消費税	40
30	暗号資産の貸付けにおける利用料	41
《法定調書関係》		
31	財産債務調書への記載の要否	42
32	財産債務調書への暗号資産の価額の記載方法	43
33	国外財産調書への記載の要否	44

4 暗号資産の取得価額

問 国内の暗号資産交換業者から、暗号資産を購入しましたが、その際に手数料を支払いました。この場合の購入した暗号資産の取得価額はどのようになりますか。

(例) 10月2日 2BTCを2,000,000円で購入した。購入時に手数料550円(消費税等込)を支払った。

答 上記(例)の場合の暗号資産の取得価額は、購入の代価2,000,000円に手数料550円を加算した2,000,550円になります。

暗号資産の取得価額は、その取得の方法により、それぞれ次のとおりとされています。

なお、取得価額は、購入手数料など暗号資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を含む金額となります。

- ① 対価を支払って取得(購入)した場合
購入時に支払った対価の額
- ② 贈与又は遺贈により取得した場合(次の③の場合を除く)
贈与又は遺贈の時の価額(時価)
- ③ 相続人に対する死因贈与、相続、包括遺贈又は相続人に対する特定遺贈により取得した場合
被相続人の死亡の時に、その被相続人が暗号資産について選択していた方法により評価した金額(被相続人が死亡時に保有する暗号資産の評価額)
- ④ 上記以外の場合
その取得時点の価額(時価)

(注) 上記以外の場合とは、例えば、暗号資産同士の交換、マイニング(採掘)、分裂(分岐)などにより暗号資産を取得した場合をいい、その場合の取得価額は、取得時点の価額(時価)になります。なお、分裂(分岐)により暗号資産を取得した場合の取得価額は0円です(「5 暗号資産の分裂(分岐)により暗号資産を取得した場合」参照)。

【参考】消費税の課税事業者(税抜経理方式を適用)である法人が、上記(例)の取引を行う場合の購入した暗号資産の取得価額

上記(例)の場合の暗号資産の取得価額は2,000,500円^(注1、2)になります。

(注) 1 消費税法では、暗号資産などの支払手段等の譲渡は非課税とされていますが、暗号資産交換業者に対して取引の仲介料として支払う手数料は、仲介に係る役務の提供の対価に該当し、消費税の課税対象になります。

2 本件取引を行う者が消費税法上の課税事業者に該当し、かつ、税抜経理方式を適用している場合には、手数料に含まれる消費税等の額(50円=550円×10/110)と課税取引の対価の額(500円=550円-50円)を区分し、課税取引の対価の額を暗号資産の支払対価の額に加算した金額(2,000,500円=2,000,000円+500円)が購入した暗号資産の取得価額となります。

【関係法令等】

所法36、37、40

所令119の6

8 暗号資産取引の所得区分

問 暗号資産取引により生じた利益は、所得税法上の何所得に区分されますか。

答 暗号資産取引により生じた利益は、所得税の課税対象になり、原則として雑所得に区分されます。

暗号資産取引により生じた損益(邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益)は、

- ・ その暗号資産取引自体が事業と認められる場合^(注1)
 - ・ その暗号資産取引が事業所得等の基因となる行為に付随したものである場合^(注2)
- を除き、雑所得に区分されます。

(注) 1 「暗号資産取引自体が事業と認められる場合」とは、例えば、暗号資産取引の収入によって生計を立てていることが客観的に明らかである場合などが該当し、この場合は事業所得に区分されま

す。
2 「暗号資産取引が事業所得等の基因となる行為に付随したものである場合」とは、例えば、事業所得者が、事業用資産として暗号資産を保有し、棚卸資産等の購入の際の決済手段として暗号資産を使用した場合が該当します。

【関係法令等】

所法27、35、36

10 暗号資産の譲渡原価

問 次のとおり、継続して同じ種類の暗号資産を売買しました。この場合の暗号資産の売却に関する譲渡原価について教えてください。

(例) 3月1日に初めてビットコインを購入して以降、内訳のとおり、数度にわたり購入と売却を行い、1年間の売却額(数量)の総額は、5,295,000円(5BTC)、購入額(数量)の総額は、4,037,800円(6.5BTC)でした。

(内訳)・ 3月1日 4BTCを1,845,000円で購入(保有数量4BTC)
・ 6月20日 2BTCを1,650,000円で購入(保有数量6BTC)
・ 7月10日 2BTCを2,400,000円で売却(保有数量4BTC)
・ 9月15日 0.5BTCを542,800円で購入(保有数量4.5BTC)
・ 11月30日 3BTCを2,895,000円で売却(保有数量1.5BTC)

(注) 上記取引において暗号資産の売買手数料については勘案していない。

答 上記(例)の場合、総平均法においては3,106,000円、移動平均法においては3,080,200円が、譲渡原価となります。

複数の暗号資産を継続的に売買する方がその売却等に係る所得金額を計算する際には、譲渡原価の計算を行う必要があります。

譲渡原価は、暗号資産の種類(名称:ビットコインなど)ごとに、「①:前年から繰り越した年初(1月1日)時点で保有する暗号資産の評価額」と「②:その年中に取得した暗号資産の取得価額の総額」との合計額から、「③:年末(12月31日)時点で保有する暗号資産の評価額」を差し引いて計算します。

この「年末時点で保有する暗号資産の評価額」は、その保有する暗号資産の「年末時点での1単位当たりの取得価額」に「年末時点で保有する数量」を乗じて求めますが、「年末時点での1単位当たりの取得価額」は、「総平均法」又は「移動平均法」のいずれかの評価方法により算出することとされています。

上記(例)の場合の譲渡原価は、その評価方法の別に次のとおりとなります。

総平均法: 同じ種類の暗号資産について、年初時点で保有する暗号資産の評価額とその年中に取得した暗号資産の取得価額との総額との合計額をこれらの暗号資産の総量で除して計算した価額を「年末時点での1単位当たりの取得価額」とする方法をいいます。

移動平均法: 同じ種類の暗号資産について、暗号資産を取得する都度、その取得時点において保有している暗号資産の簿価の総額をその時点で保有している暗号資産の数量で除して計算した価額を「取得時点の平均単価」とし、その年12月31日から最も近い日において算出された「取得時点の平均単価」を「年末時点での1単位当たりの取得価額」とする方法をいいます。

総平均法を用いた場合

以下の計算式のとおり、「年末時点での1単位当たりの取得価額」は621,200円となり、「年末時点で保有する暗号資産の評価額」は931,800円になります。

したがって、譲渡原価は、3,106,000円になります(4,037,800円-931,800円)。

<計算式>

$$\frac{\text{① 1年間に取得した同一種類(名称)の暗号資産の取得価額の総額}}{\text{② 1年間に取得した同一種類(名称)の暗号資産の数量}} = \text{③ 年末時点での1単位当たりの取得価額}$$

(注) 前年から繰り越した暗号資産がある場合には、①と②にそれぞれにその価額、数量を加算します。

① 1年間に取得したビットコインの取得価額の総額	4,037,800円
② 1年間に取得したビットコインの数量	6.5BTC
③ 年末時点での1単位当たりの取得価額(①÷②)	621,200円
④ 年末時点で保有するビットコインの評価額(③×1.5BTC)	931,800円

移動平均法を用いた場合

以下の計算式のとおり、「年末時点での1単位当たりの取得価額」は638,400円となり、「年末時点で保有する暗号資産の評価額」は957,600円になります。

したがって、譲渡原価は、3,080,200円になります(4,037,800円-957,600円)。

<計算式>

種類(名称)の異なる暗号資産を取得する都度、次の計算式により平均単価の見直しを行います。

$$\frac{\text{① 取得時点で保有する同一種類(名称)の暗号資産の簿価の総額}}{\text{② 取得時点で保有する同一種類(名称)の暗号資産の数量}} = \text{③ 取得時点の平均単価}$$

(注) 1 前年から繰り越した暗号資産がある場合には、①と②にそれぞれにその価額、数量を加算します。

2 その年12月31日から最も近い日において算出された「取得時点の平均単価」が「年末時点での1単位当たりの取得価額」となります。

(1) 取得時点の平均単価(3月1日)

① 取得時点で保有するビットコインの簿価の総額	1,845,000円
② 取得時点で保有するビットコインの数量	4BTC
③ 取得時点の平均単価(①÷②)	461,250円

(2) 取得時点の平均単価 (6月20日)

① 取得時点で保有するビットコインの簿価の総額	3,495,000 円
(461,250 円 × 4BTC) + 1,650,000 円 =	3,495,000 円
<small>(取得の時に保有している暗号資産の簿価) (6月20日購入額)</small>	
② 取得時点で保有するビットコインの数量	6 BTC
③ 取得時点の平均単価 (①÷②)	582,500 円

(3) 取得時点の平均単価 (9月15日)

① 取得時点で保有するビットコインの簿価の総額	2,872,800 円
(582,500 円 × 4BTC) + 542,800 円 =	2,872,800 円
<small>(取得の時に保有している暗号資産の簿価) (9月15日購入額)</small>	
② 取得時点で保有するビットコインの数量	4.5BTC
③ 取得時点の平均単価 (①÷②)	638,400 円

(4) 年末時点での1単位当たりの取得価額	638,400 円
= 9月15日取得時点の平均単価	638,400 円

(5) 年末時点で保有するビットコインの評価額	
638,400 円 × 1.5BTC =	957,600 円
<small>(年末時点での1単位当たりの取得価額) (年末時点で保有する数量)</small>	

※ 暗号資産の譲渡原価を含め、その売却等に係る所得金額の計算については、暗号資産交換業者から送付される「年間取引報告書」を基に「暗号資産の計算書(総平均法用・移動平均法用)」を作成することで、簡便に行うことができます(「14 年間取引報告書を活用した暗号資産の所得金額の計算」参照)。

「暗号資産の計算書(総平均法用・移動平均法用)」は、国税庁ホームページに掲載されています。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/kakuteishinkokukankei/kasoutuka/index.htm>

【関係法令等】

所法48の2

所令119の2

16 暗号資産を低額（無償）譲渡等した場合の取扱い

問 次のとおり、暗号資産を取得価額と同一価額で売却しましたので、売却による利益はありませんが、この売却額は、その時の暗号資産の相場（時価）と比べて低額なものとなっていました。この売却による所得以外の所得はありませんが、確定申告は必要ですか。

(例)・ 4月9日に450,000円で1BTCを購入した。

・ 5月20日に450,000円で1BTCを売却した。

なお、売却時における交換レートは1BTC=1,000,000円であった。

(注) 上記取引において暗号資産の売買手数料については勘案していない。

答 上記(例)の場合、雑所得の計算上、総収入金額は700,000円（時価の70%相当額）として計算しますので、所得金額を250,000円として申告が必要になります。

平成31年4月1日以降、個人が、時価よりも著しく低い価額の対価による譲渡^(注1)により暗号資産を他の個人又は法人に移転させた場合には、その対価の額とその譲渡の時におけるその暗号資産の価額との差額のうち実質的に贈与したと認められる金額^(注2)を雑所得等の総収入金額に算入する必要があります^(注3)。

(注) 1 「時価よりも著しく低い価額の対価による譲渡」とは、時価の70%相当額未満で売却する場合をいいます。

2 「実質的に贈与したと認められる金額」は、時価の70%相当額からその対価の額を差し引いた金額として差し支えありません。

3 上記により暗号資産の取得をした個人が、その暗号資産を譲渡した場合における雑所得等の計算の基礎となる暗号資産の取得価額は、その対価の額とその取得の時におけるその暗号資産の価額との差額のうち実質的に贈与したと認められる金額との合計額となります。

上記(例)の場合には、次のとおり、低額譲渡に該当するため、総収入金額に算入される金額は、700,000円となります。

【計算式等】

○ 低額譲渡に該当するかどうかの判定

① 売却価額 : 450,000円

② 時価の70%相当額 : 1,000,000円 × 70% = 700,000円

③ ① < ② であることから、売却価額は、時価の70%相当額未満であり、低額譲渡に該当します。

○ 総収入金額算入額

低額譲渡に該当する場合の総収入金額は、実際の売却価額に加えて、時価の70%相当額との差額を総収入金額に算入することとなります。

450,000円 + (700,000円 - 450,000円) = 700,000円

[実際の売却価額]

[時価の70%相当額との差額]

[総収入金額算入額]

○ 所得金額の計算

700,000円 - 450,000円 = 250,000円

[総収入金額]

[譲渡原価]

[所得金額]

なお、平成31年4月1日以降、贈与（相続人に対する死因贈与を除く。）又は遺贈（包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。）により暗号資産を他の個人又は法人に移転させた場合には、その贈与又は遺贈の時ににおける暗号資産の価額（時価）を雑所得等の総収入金額に算入する必要があります。

- （注）1 上記により暗号資産の取得をした個人が、その暗号資産を譲渡した場合における雑所得等の計算の基礎となる暗号資産の取得価額は、その贈与又は遺贈の時ににおける暗号資産の価額となります。
- 2 個人が暗号資産を相続若しくは遺贈又は贈与により取得した場合には、相続税又は贈与税の課税対象となります。詳しくは、「26 暗号資産を相続や贈与により取得した場合」をご覧ください。

【関係法令等】

所法40

所令87

所基通達40-2、40-3

《相続税・贈与税関係》

26 暗号資産を相続や贈与により取得した場合

問 暗号資産を相続や贈与により取得した場合の課税関係はどうなりますか。

答 被相続人等から暗号資産を相続若しくは遺贈又は贈与により取得した場合には、相続税又は贈与税が課税されます。

相続税法では、個人が、金銭に見積もることができる経済的価値のある財産を相続若しくは遺贈又は贈与により取得した場合には、相続税又は贈与税の課税対象となることとされています。

暗号資産については、決済法上、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値」と規定されていることから、被相続人等から暗号資産を相続若しくは遺贈又は贈与により取得した場合には、相続税又は贈与税が課税されることとなります。

(注) 暗号資産の贈与等をした個人の課税関係

個人が、贈与（相続人に対する死因贈与を除く。）又は遺贈（包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。）により暗号資産を移転させた場合には、所得税の計算上、その贈与又は遺贈の時に暗号資産の価額（時価）を総収入金額に算入する必要があります。詳しくは、「16 暗号資産を低額（無償）譲渡等した場合の取扱い」をご覧ください。

【関係法令等】

相法2、2の2

相基通達11の2-1

決済法2⑤

27 相続や贈与により取得した暗号資産の評価方法

問 相続や贈与により取得した暗号資産の評価方法について教えてください。

答 活発な市場が存在する暗号資産は、相続人等の納税義務者が取引を行っている暗号資産交換業者が公表する課税時期における取引価格によって評価します。

暗号資産の評価方法については、評価通達に定めがないことから、評価通達5（(評価方法の定めのない財産の評価)）の定めに基づき、評価通達に定める評価方法に準じて評価することとなります。

この場合、活発な市場が存在する^(注1)暗号資産については、活発な取引が行われることによって一定の相場が成立し、客観的な交換価値が明らかとなっていることから、外国通貨に準じて、相続人等の納税義務者が取引を行っている暗号資産交換業者が公表する課税時期における取引価格^(注2、3、4)によって評価します。

なお、活発な市場が存在しない暗号資産の場合には、客観的な交換価値を示す一定の相場が成立していないため、その暗号資産の内容や性質、取引実態等を勘案し個別に評価します^(注5)。

- (注) 1 「活発な市場が存在する」場合とは、暗号資産取引所又は暗号資産販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われており、継続的に価格情報が提供されている場合をいいます。
2 「暗号資産交換業者が公表する課税時期における取引価格」には、暗号資産交換業者が納税義務者の求めに応じて提供する残高証明書に記載された取引価格を含みます。
3 暗号資産交換業者（暗号資産販売所）において、購入価格と売却価格がそれぞれ公表されている場合には、納税義務者が暗号資産を暗号資産交換業者に売却する価格（売却価格）で評価して差し支えありません。
4 納税義務者が複数の暗号資産交換業者で取引を行っている場合には、納税義務者の選択した暗号資産交換業者が公表する課税時期における取引価格によって評価して差し支えありません。
5 例えば、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価する方法などが考えられます。

【関係法令等】

評価通達4-3、5

○ 譲渡所得の課税の趣旨

最高裁昭和 43 年 10 月 31 日判決（昭和 41 年（行ツ）第 8 号）

「資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものと解すべきである」

未定稿

平成31年3月14日（木） 参・財政金融委員会（抜粋）

質問者：藤巻健史（維希）
答弁者：並木国税庁次長
麻生財務大臣
星野主税局長

（前略）

藤巻健史君： 今日はどうも、最初に申し上げておきますけれども、私は暗号資産というものは、特措法で、源泉分離20%にするべきだとは思ってますけれども、今日の議論は、少なくとも、総合所得の中でも雑所得じゃなくて譲渡所得に相当するのではないかという今日は議論をしますので、分離課税のことは忘れてください。将来また、そっちの方もするべきだと話しますけれども、少なくとも、総合所得の中でも雑所得ではないでしょう、譲渡所得でしょうという話を今日はしますので、その辺を今日は確認しておいていただきたいのですが、次の話で、平成30年3月20日の参議院の財政金融委員会で、私の質問に対し、藤井国税庁、当時の次長、今の国税庁長官が、資金決済法上、外貨の決済のために、不特定多数の者に対して使用することができる財産的価値を想定されており、消費税法上も、支払手段に類するものと位置付けられていることも考慮すると、これによって、譲渡所得の該当性を排除しているわけですよ。要するに、私がなぜ譲渡所得ではないかとお聞きになって、消費税法上も考えてこれは無理だと、要は、暗号資産は支払手段であると、支払手段であるから、キャピタルゲインの生じない、だから、譲渡所得ではないよという説明だったと思うんですね。もう一つ、去年3月20日の私の質問に対してですね、星野主税局長は、この取扱い、これは雑所得という意味ですけど、日本円と外貨を交換した場合の為替差益が雑所得として総合課税の対象になることとのバランスを考えれば適当なものと考えていらっしゃるんですけど、要するに外貨の課税関係との整合性を考えて雑所得が適当だというふうにおっしゃったわけですよ。これ勘案しますとね、要するに暗号資産というのは、支払手段であるからキャピタルゲインを生じるわけがない、そしてもう一つは、外貨の課税関係との整合性を考えて、だから雑所得だというふうに、私はお二人の発言から理解したんですけど、それは違いますか。なぜ、その暗号資産が譲渡所得ではないのか、その辺のロジックをちょっとお聞きしたいんですけど。

並木次長： お答え申し上げます。所得税法上、譲渡所得は資産の譲渡による所得と定義されておりまして、当該所得に対する課税は資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会としまして、これを清算して課税する趣旨と解されているところでございます。

この点、ビットコインなどのいわゆる暗号資産につきましては、先

程ご指摘もございましたけれども、資金決済法上、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値」と規定されておりまして、また、消費税法上も「支払手段に類するもの」として位置付けられていることから、この譲渡益は、一般的に資産の値上がりによる増加益とは性質を異にするものであるというふうに考えられるところでございます。そのため、国税当局といたしましては、いわゆる暗号資産の譲渡による所得は、譲渡所得には該当せず雑所得に該当するものとして取り扱っているところでございます。

(中略)

藤巻健史君： 分かりました。少なくとも、法律の中では「資産」という言葉を使っているわけですが、それでまた、国税にお聞きしたいんですけども、譲渡所得の起因となりうる資産というのは、譲渡性のある財産権をすべて含む広い概念である、こう私は理解していますけれども、それで正しいかどうか教えてください。

並木次長： お答え申し上げます。今おっしゃいましたところの「譲渡所得の起因となる資産」とは、一般的にその経済的価値が認められて取引の対象とされまして、増加益が生じるような全ての資産が含まれるものと解されているところでございますけれども、その増加益が資産の価値の増加益とは異なる性質を持つ資産については、「譲渡所得の基因となる資産」には該当しないというふうに考えております。

ご指摘の、いわゆる暗号資産については、先程申し上げたところでございますけれども、資金決済法上、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値」と規定されておりまして、消費税法上も「支払手段に類するもの」として位置付けられていることから、外国通貨と同様に、その譲渡益等は、資産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にするものであると考えております。

したがって、国税当局としては、いわゆる暗号資産の譲渡による所得は、一般的に譲渡所得には該当せず、雑所得に該当するものとして取り扱っているところでございまして、いわゆる暗号資産は、「譲渡所得の基因となる資産」には該当しないものと考えております。

平成31年3月20日（水） 参・財政金融委員会（抜粋）

質問者：藤巻健史君（維希）

答弁者：並木国税庁次長

安倍総理大臣

麻生財務大臣

星野主税局長

（前略）

【質疑】

藤巻健史君： 今回も暗号資産の税制、そして外貨預金の税制についてお聞きしたいと思いますが、現在、暗号資産は雑所得ですね、雑所得というのは他の9分類と違いまして、他の9種類の所得区分のいずれにも該当しない所得と規定されているわけです。ですから、暗号資産を雑所得と国税当局が主張している限りですね、譲渡所得であるとか一時所得であるということを否定するのは私ではなくて、私がそれを立証する必要はなくて、国税当局が、譲渡所得ではないよ、一時所得ではないよ、だから雑所得だよ、というロジックをおっしゃらなくてははいけないはずだと思います。そこで、前回の質疑を振り返ってみるとですね、結局私が暗号資産の譲渡益というのは、譲渡所得ではないかというふうに申し上げたときに、国税当局のほうは「暗号資産は改正資金決済法上も消費税法上も支払手段であるから譲渡所得という資産ではない」というロジックだったと思うんですね。確認をしたいのですが、要は、暗号資産は支払手段であり資産ではない、だから譲渡所得ではないよ、という主張かと思いますが、いかがでしょうか。

並木国税庁次長： 前回の繰り返しになる部分もございしますが、所得税法上、譲渡所得は、「資産の譲渡による所得」と定義されておりまして、当該所得に対する課税は、「資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するの機会に、これを清算して課税する趣旨」と解されております。

この点、ビットコインなどのいわゆる暗号資産は、資金決済法上、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値」と規定されており、消費税法上も「支払手段に類するもの」として位置付けられていることから、暗号資産の譲渡益は、資産の値上がりによる増加益とは性質を異にするものと考えられるところでござい

ます。このため、国税当局としては、暗号資産は「資産」ではあるものの、「譲渡所得の基因となる資産」には該当せず、その譲渡による所得は、一般的に譲渡所得には該当しないものとして取り扱っているところでござい

ます。藤巻健史君： 議論の論点が明確になりました。要するに暗号資産というのは、「資産」ではあるけれども、「譲渡所得の基因となる資産」ではない、とい

う説明でよろしいでしょうか。

並木国税庁次長： お答え申し上げます。今答弁したとおりでございます、そのとおりでございます。

藤巻健史君： 暗号資産は支払手段でもあるとおっしゃっていましたが、支払手段というのは、キャピタルゲイン、値上がり益とか値下がり損というのは生じるんでしょうか。

星野主税局長： お答え申し上げます。只今国税庁からお答えしたとおり、暗号資産は、資金決済法上、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値」と規定されております。消費税法上も「支払手段に類するもの」とされているところでございます。こうした現行法令を踏まえれば、暗号資産につきましては外国通貨と同様に、本邦通貨との相対的な関係の中で、換算上のレートが変動することはあっても、それ自体が価値の尺度とされており、「資産の価値の増加益」を観念することは困難と考えております。このため、国税当局においては、暗号資産の譲渡による所得は、一般的に譲渡所得には該当せず、雑所得に該当するものとして取り扱っているというふうに承知をしております。

課 個 2 - ●

令和 4 年 4 月 日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

財務大臣 鈴 木 俊 一

参議院議員浜田聡君提出暗号資産モナコインの譲渡等に係る
税務上の取扱いに関する再質問に対する答弁書について

標記について、別紙のとおり閣議を求めます。

参議院議員浜田聡君提出暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱いに関する再質問に対する

答弁書

一について

財産債務調書に記載する財産の価額については、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額として差し支えないこととしている。

二について

お尋ねについては、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）上、贈与により取得した暗号資産の価額は時価であるところ、その時価は、外国通貨の評価方法に準じて、その贈与により取得した暗号資産に係る暗号資産交換業者が公表するその贈与の時における取引価格によって評価することとなる。

なお、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）上、同法第四十条第一項第一号に掲げる贈与により取得した暗号資産の取得価額は、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第百十九条の六第一項第二号の規定に基づき、その贈与の時におけるその暗号資産の取得のために通常要する価額で評価することとなる。

三について

所得税法上、贈与により取得した外国通貨の取得価額は、所得税法施行令第百十九条の六第二項第一号の規定を踏まえ、その贈与の時に於いてその贈与者がその外国通貨につきよるべきものとされていた評価の方法により評価するものとして取り扱っている。

また、贈与又は相続により取得した外国通貨を、平成三十年に譲渡した場合のその外国通貨の取得価額は、同令第百九条第二項第一号の規定を踏まえ、その贈与又は相続の時に於いてその贈与者又は被相続人がその外国通貨につきよるべきものとされていた評価の方法により評価するものとして取り扱っている。

四について

現時点では、御指摘の「モナコイン」を含む暗号資産について、仮に、支払手段としての性質のほかに、資産の価値の増加益が生じる性質があるとしても、当該性質については、一般に独立した経済的価値が認められて取引の対象にされているとは考えていないところである。こうしたことから、暗号資産について、所得税法第三十三条第一項に規定する「資産」には該当しないものとして取り扱っており、「法令の解釈適用を誤った違法なもの」との御指摘は当たらないものと考えている。